

# 障害保健福祉関係主管課長会議資料（令和2年3月9日（月））（抜粋）

## （４）平成30年の地方からの提案等に関する対応について

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）において、障害者支援施設等に対する施設監査について、「地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。」とされたところである。

このため、厚生労働省においては本年度の障害総合福祉推進事業において、監査事務の効率化に関する調査研究を行っているところであるが、これらの調査研究結果等も踏まえ、今後、監査事務に関して、資料1の内容の所要の見直しを予定しているので御了知願いたい（通知の発出予定）。

当該通知内容については、一定期間を経て自治体等アンケートを行い、さらなる改善を図ることを検討しているが、各自治体においては、当該通知を踏まえた監査事務の実施とともに、課題や改善方策についても把握願いたい。

(資料1)

## 障害者支援施設等に対する施設監査の効率化等（案）の概要

**背景**

①自治体の業務負担や実施状況の差異（多くの施設等を所管する一方、限られた自治体の担当職員数でその役割を適切に果たすことができるために業務負担を軽減させることが重要）

②障害者支援施設の業務負担（人材確保が厳しい中で、また専門人材がケアに集中し、質を確保する等のため、業務負担を軽減させることも重要）

### 施設監査（※）の効率化等が必要

※「障害者支援施設等に係る指導監査について」（H19.4.26 障発0426003 障害保健福祉部長通知）に規定する一般監査

効率化・標準化案の内容	施設監査（※）の効率化等が必要
1) 施設監査の実施頻度＜重点化＞	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定障害者支援施設について、過去の実地指導等において問題が無いと認められる場合は、新たに3年に1回の監査とすることも可能とする。 <small>（注）障害児入所施設（児童福祉施設）を除く。</small></li> <li>・ 一方、ガバナンス等に大きな問題があると認められる施設に対しては、例えば毎年度1回以上監査を実施するなど、指導監査の重点化を図る。</li> </ul>
2) 確認項目の効率化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定障害者支援施設の実地指導で代替出来る確認項目は施設監査の確認項目から除外可 <small>（参考：現在の確認項目約80項目⇒今後の確認項目約60項目（削減率約▲2割））</small></li> <li>・ また、確認文書については基本的にP.C保管（電子保存）の資料は施設のP.C画面上で書類を確認するなど、施設に配慮した確認方法にも留意することとする。</li> </ul>
3) 施設監査の所要時間の短縮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確認項目の効率化等を踏まえて施設監査を行うことで、一の施設あたりの所要時間の短縮を図る。</li> </ul>
4) 関連する法律に基づく指導・監査の同時実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連する法律に基づく指導・監査等との合同実施については、適宜事業者の意向も勘案の上、同日又は連続した日程での実施を一層推進する。</li> </ul>
5) 運用の標準化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施通知は遅くとも実施の1ヶ月前まで（可能な限り1ヶ月以上前）に通知するとともに、当日の概ねの流れもあらかじめ示すものとする。 <small>（注）事前に通告を行うことなく監査等を実施することが必要な場合を除く。</small></li> <li>・ 利用者の記録等の確認は原則3名までとする。</li> </ul>
6) 施設監査における文書の効率的活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確認する文書は原則として施設監査の前年度から直近の実績までの書類とする。</li> <li>・ 事前又は当日の提出文書は1部とし、自治体が既に保有している文書の再提出は不要とする。特に①内容の重複防止（(a)事前提出資料と当日確認資料の重複、(b)法人内で同一である書類の施設・事業所ごとの重複提出等）や、②既提出文書（指定申請等の提出済の書類等）の再提出不要の徹底を図る。</li> </ul>

**その他の留意事項**

- ・ 担当者の主観に基づく指導は行わない。
- ・ 高圧的でない言動による事業者との共通認識に基づく適切な助言の実施
- ・ 施設管理者以外の同席も可能（実情に詳しい従業者等）
- ・ 個々の指導内容については具体的な状況や理由を良く聴取し、根拠規定やその趣旨・目的等について懇切丁寧な説明
- ・ 効果的な取り組みを行っている施設は、積極的に評価し、他の施設へも紹介するなど、サービスの質の向上に向けた指導の手法について工夫など

**効果**

（※施設監査業務の効率的・効果的实施に資するよう、令和2年度に施設監査業務の留意事項等に関して通知予定）

**より多くの障害者支援施設の施設監査**

サービスの質の確保・向上（よりよいケアの実現）

入所者の保護

不適正事案等の防止